

# 令和7年度 第1回 西都市総合教育会議

日 時：令和7年5月27日（火）午前11時30分～  
場 所：301会議室（市役所本庁舎3階）

## 会 次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議・報告事項
  - (1) 教育大綱（素案）について
  - (2) その他
- 5 閉会

西都市総合教育会議 出席者名簿

令和7年5月27日（火）開催

|             | 所 属            | 役 職   | 氏 名       | 備 考 |
|-------------|----------------|-------|-----------|-----|
| 構<br>成<br>員 |                | 市長    | 押 川 修 一 郎 |     |
|             | 教育委員会          | 教育長   | 榎 本 浩 之   |     |
|             |                | 教育長代理 | 高 橋 博 昭   |     |
|             |                | 委員    | 西 村 美 津   |     |
|             |                | 委員    | 濱 砂 晃 一   |     |
|             |                | 委員    | 旭 吉 真 美 子 |     |
|             | 教育政策課          | 課長    | 大 西 静     |     |
|             |                | 係長    | 緒 方 大 又   |     |
|             | 総合政策課<br>(事務局) | 課長    | 江 川 知 成   |     |
|             |                | 課長補佐  | 森 田 裕     |     |
|             |                | 係長    | 中 武 勇 貴   |     |

## 西都市教育大綱（素案）について

### 1 主な改定のポイント

- 教育大綱は、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に係る目標及び方針を定めるものである。この点を踏まえ、今般の改定は、主に以下の視点に基づき実施した。
  - ・国の教育振興基本計画を参酌する必要があるため、国の計画におけるコンセプトを本大綱の基本理念に盛り込み、5つの基本的な方針を本大綱の基本方針として位置付けることとした。
  - ・総合的な施策にかかる目標や方針を定めるものであるため、今期の大綱においては基本方針と施策の方向性を示すこととして、簡素化を図ることとした。
  - ・地域の実情に応じる必要があるため、現在、策定を進めている「第五次西都市総合計画後期基本計画」及び「第3期さいと未来創生総合戦略」をはじめ、「西都市教育基本方針及び教育施策」並びに「西都市こども計画」を反映させることとした。
- 教育大綱の計画期間は、「第五次西都市総合計画後期基本計画」の期間である2025年度（令和7年度）から2028年度（令和10年度）までの4年間とした。

### 2 関係通知

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について  
（平成26年7月文部科学初等中等教育局長通知） 抜粋

#### 第三 大綱の策定について

##### 1 改正法の概要

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしたこと。（法第1条の3第1項）
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとしたこと。（法第1条の3第2項）
- ③ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。（法第1条の3第3項）
- ④ 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。（法第1条の3第4項）

##### 2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行

や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

#### (1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、**地域の実情に応じて大綱を策定するものであること**。
- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、**地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること**。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

### 3 国の教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）

#### II. 今後の教育政策に関する基本的な方針 抜粋

（総括的な基本方針・コンセプト）

- 上述の我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、本計画では2040年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「**持続可能な社会の創り手の育成**」及び「**日本社会に根差したウェルビーイングの向上**」を掲げる。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要である。

（5つの基本的な方針）

- 本計画においては、上述の総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定める。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

#### 4 西都市教育基本方針

西都市の教育は、教育基本法の理念と西都市民憲章の精神を基調として「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指す。

このため、生涯にわたって適切な学習が進められるよう家庭教育、学校教育、社会教育及び文化の充実振興をとおして、教育的、文化的風土を醸成するとともに、主体性のある教育行政を推進する。

# 西都市教育大綱

( 素 案 )

令和 7 年 月

西 都 市

## 目 次

|   |                                               |   |
|---|-----------------------------------------------|---|
| 1 | 基本理念                                          | 1 |
| 2 | 教育大綱策定の趣旨                                     | 1 |
| 3 | 教育大綱の位置づけ                                     | 2 |
| 4 | 教育大綱の期間                                       | 2 |
| 5 | 教育大綱の構成                                       | 3 |
| 6 | 教育大綱の基本方針                                     | 4 |
|   | 基本方針1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、主体的に学び続ける人材の育成    | 4 |
|   | 施策の方向性① 主体的な学びと確かな学力の育成                       | 4 |
|   | 施策の方向性② 小中一貫教育の推進と連携強化                        | 4 |
|   | 施策の方向性③ 郷土への愛着を育む学習の推進                        | 4 |
|   | 基本方針2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 | 5 |
|   | 施策の方向性④ 多様なニーズに対応した特別支援教育の充実                  | 5 |
|   | 施策の方向性⑤ 不登校・いじめ等への早期対応と安心できる学校づくり             | 5 |
|   | 施策の方向性⑥ 子どもの権利擁護と安全・安心の確保                     | 5 |
|   | 基本方針3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進            | 6 |
|   | 施策の方向性⑦ 地域とともにある学校運営の推進                       | 6 |
|   | 施策の方向性⑧ 生涯学習機会の充実と地域人材の活用                     | 6 |
|   | 施策の方向性⑨ 読書活動の推進と豊かな読書環境の整備                    | 6 |
|   | 施策の方向性⑩ まちの魅力を物語る、文化財の保存と活用                   | 6 |
|   | 施策の方向性⑪ 生涯にわたるスポーツの振興                         | 6 |
|   | 基本方針4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による質の高い教育環境の整備 | 7 |
|   | 施策の方向性⑫ ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現               | 7 |
|   | 施策の方向性⑬ 教職員のICT活用指導力の向上                       | 7 |
|   | 基本方針5 計画の実効性を確保するための基盤整備                      | 8 |
|   | 施策の方向性⑭ 教職員の資質向上と働きやすい環境づくり                   | 8 |
|   | 施策の方向性⑮ 学校施設の計画的な整備・改善                        | 8 |
|   | 施策の方向性⑯ 子育て支援の充実と連携による包括的な支援体制の構築             | 8 |

## 1 基本理念

### 心豊かにたくましく生きる人づくり

西都市は、「抜群に住みやすいまち・西都～癒しの風を感じる場所～」を将来像に掲げ、豊かな自然と歴史文化が織りなす風土の中で、市民一人ひとりがやすらぎを感じ、新たな活力を生み出し、互いに支え合い、それぞれの力を引き出し、多様なつながりの中で共に生きることを目指しています。

また、本市の未来を担う子どもたちが、予測困難な時代を主体的に乗り越え、持続可能な社会の創り手となるためには、グローバルな視点と郷土への誇りを育み、主体性、協働性、創造性、課題解決能力といった資質・能力を育成することが求められます。さらに、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力を涵養し、他者との共創を通じて幸福感と自己肯定感を高め、生涯にわたり質の高い生活を実現するための基盤となる、日本社会に根差したウェルビーイング<sup>(\*)</sup>の向上を図ることが重要となります。

このような視点から西都市教育大綱では、本市の教育基本方針である「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指すとともに、本市の将来像を見据え、「心豊かにたくましく生きる人づくり」を教育大綱の目指す姿とします。

## 2 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌した上で、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策にかかる目標や方針を定めるものです。

\*1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみにならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。



### 3 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す「第五次西都市総合計画」の基本構想を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけるものです。

また、人口減少克服と地方創生に向けた地域づくりの取り組みの地方版総合戦略となる「第3期さいと未来創生総合戦略」及び本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、並びに「西都市こども計画」と連動します。

### 4 教育大綱の期間

教育大綱の計画期間は、第五次西都市総合計画後期基本計画の期間である2025年度（令和7年度）から2028年度（令和10年度）までの4年間とします。なお、教育を取り巻く状況の変化や国の次期教育振興基本計画の内容などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 5 教育大綱の構成

| 基本理念             | 基本方針   |                                         | 基本目標                                         |
|------------------|--------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 心豊かにたくましく生きる人づくり | 基本方針 1 | グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、主体的に学び続ける人材の育成    | 子どもたちが将来的に自立し、社会で活躍するために必要な資質・能力を育成します。      |
|                  | 基本方針 2 | 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 | 全ての子どもたちが安心して学び、成長できるインクルーシブな教育環境を整備します。     |
|                  | 基本方針 3 | 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進            | 生涯にわたる学習機会の提供と、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを推進します。 |
|                  | 基本方針 4 | 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による質の高い教育環境の整備 | ICT を効果的に活用し、子どもたちの深い学びを実現するための教育環境を整備します。   |
|                  | 基本方針 5 | 計画の実効性を確保するための基盤整備                      | 教育の質の向上と持続的な発展のため、教職員の資質向上と教育環境の整備を推進します。    |

## 6 教育大綱の基本方針

### 基本方針 1

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて、主体的に学び続ける人材の育成

子どもたちが将来的に自立し、社会で活躍するために必要な資質・能力を育成します。

#### 施策の方向性① 主体的な学びと確かな学力の育成

体験的な活動を取り入れ、子どもたちが自ら課題を発見・探究・解決する力を育成します。そして、知識の深い理解と活用を促し、基礎学力の定着と応用力、問題解決能力を育成することで、生涯にわたる学びの基盤を築きます。そのうえで、他者との協働を通して多様な視点に触れ、主体的に社会と関わる態度と、社会に必要な資質・能力を総合的に育成します。

#### 施策の方向性② 小中一貫教育の推進と連携強化

小中学校間の合同研修や授業参観の相互連携などを通して、小中一貫教育を推進し、学齢期におけるスムーズな接続を図ります。

#### 施策の方向性③ 郷土への愛着を育む学習の推進

地域学習「さいと学」を核として、小・中・高校間の連携を強化し、子どもたちが西都市の豊かな自然、歴史、文化に触れる機会を創出します。そして、地域への愛着と誇りを育むとともに、地域社会の一員としての自覚を醸成します。さらに、主体的に地域社会の形成に参画する意欲を高めることを目指します。

## 基本方針 2

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

全ての子どもたちが安心して学び、成長できるインクルーシブ<sup>(※2)</sup>な教育環境を整備します。

### 施策の方向性④ 多様なニーズに対応した特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの適切な支援を提供するため、関係機関や専門家との連携を強化します。全ての子どもがその能力を最大限に伸ばし、社会参加に向けて主体的に学び成長できる環境を整備します。

### 施策の方向性⑤ 不登校・いじめ等への早期対応と安心できる学校づくり

不登校やいじめに対して、学校や教育支援センターをはじめとする関係機関が連携し、早期発見と早期対応を行います。また、子どもたちが安心して学校に通えるよう、魅力ある学校づくりを推進します。さらに、相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、不登校やいじめといった教育課題に対し、より効果的な支援を行います。

### 施策の方向性⑥ 子どもの権利擁護と安全・安心の確保

全ての子ども・若者の権利が守られ、安全に安心して生活できる社会を目指し、犯罪、交通事故、インターネット上の有害情報などから子ども・若者を守るための取り組みを推進します。また、児童虐待の防止に向けて、こども家庭センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

\*2 インクルーシブ

「インクルーシブ」は「包摂的」「包括的」「すべてを包み込む」という意味を持ちます。障がいの有無を問わず、すべての人がともに学び、自立と社会参加を目指す柔軟で多様な学びの場を提供する「インクルーシブ教育システム」の推進が求められています。

### **基本方針 3** 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

生涯にわたる学習機会の提供と、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりを推進します。

#### **施策の方向性⑦ 地域とともにある学校運営の推進**

地域住民、保護者、学校職員等が連携・協働し、地域の実情に応じた特色ある学校運営を推進します。そのうえで、地域学校協働活動を活性化し、地域人材の活用や地域課題をテーマとした学習活動などを通して、子どもたちの地域社会への関心を高め、地域の一員としての意識を育みます。

#### **施策の方向性⑧ 生涯学習機会の充実と地域人材の活用**

市民の主体的な学びを支援するため、学習機会に関する情報提供を強化するとともに、地域人材を活用した学習プログラムの開発や交流の場づくりを推進します。また、生涯学習の拠点となる社会教育施設の長寿命化と整備に取り組みとともに、市民による主体的な学びを支えるための情報発信や交流の機会づくりを推進します。

#### **施策の方向性⑨ 読書活動の推進と豊かな読書環境の整備**

家庭、学校、地域が連携し、移動図書館の活用や電子書籍サービスの導入など、市民が読書に親しむための環境整備を推進します。

#### **施策の方向性⑩ まちの魅力を物語る、文化財の保存と活用**

本市が誇る文化財の保存と活用を図り、歴史学習や文化体験を通じて郷土愛を育みます。また、歴史民俗資料館や都於郡歴史館等を活用した学習機会の提供や、民俗芸能保存団体の活動支援を通じて、文化財を次世代へ継承します。さらに文化・芸術活動への支援を推進するとともに、学校教育や生涯学習、観光分野との連携を強化し、地域の魅力を発信します。

#### **施策の方向性⑪ 生涯にわたるスポーツの振興**

全ての市民がスポーツに親しめるよう、多様な参加を促進し、生涯にわたるスポーツ習慣の定着を図ります。そのうえで、地域スポーツ指導者の育成や学校体育との連携を推進するとともに、スポーツ施設の適切な維持管理と計画的な整備を行い、効率的かつ効果的な施設運営を目指します。

## 基本方針 4

### 教育デジタルトランスフォーメーション<sup>(※3)</sup> (DX)<sup>(※4)</sup>の推進による質の高い教育環境の整備

ICT<sup>(※5)</sup>を効果的に活用し、子どもたちの深い学びを実現するための教育環境を整備します。

#### 施策の方向性⑫ ICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現

一人一台端末の活用を前提とした授業設計や、デジタル教材、学習支援ソフトウェアの効果的な活用を推進します。そして、個別最適化された学びや協働的な学びを実現し、子どもたちの思考力、判断力、表現力、情報活用能力を育成します。

#### 施策の方向性⑬ 教職員の ICT 活用指導力の向上

教職員向けの研修機会を充実させ、ICTの効果的な活用方法に関する知識・技能の習得を支援します。そのうえで、ICT支援員の配置や活用を通して、教職員の ICT 活用をサポートし、授業における ICT の円滑な導入と活用を促進します。

|    |                                                |                                                                                                                       |
|----|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| *3 | 教育デジタルトランスフォーメーション                             | デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもので、第1段階（電子化）、第2段階（最適化）、第3段階（新たな価値創出）の3段階に分けられる。                                  |
| *4 | DX (Digital Transformation)                    | 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。 |
| *5 | ICT (Information and Communication Technology) | コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。                                                                                 |

## **基本方針 5** 計画の実効性を確保するための基盤整備

教育の質の向上と持続的な発展のため、教職員の資質向上と教育環境の整備を推進します。

### **施策の方向性⑭ 教職員の資質向上と働きやすい環境づくり**

教職員の専門性向上に向けた研修体系を整備し、指導方法の更なる工夫と改善を促します。また、教職員にとって働きやすい環境づくりを目指すとともに、多様な人材の確保に努めます。

### **施策の方向性⑮ 学校施設の計画的な整備・改善**

学校関係施設・設備の計画的な改修と更新を進めます。特に令和8年4月に開校する西都中学校の施設整備に重点的に取り組みます。

### **施策の方向性⑯ 子育て支援の充実と連携による包括的な支援体制の構築**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、こども家庭センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。また、安心して出産・育児ができるよう相談支援を充実させるとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。